四半期報告書

(第7期第1四半期)

株式会社紀陽ホールディングス

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期 レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に 綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	. 2
1 【主要な経営指標等の推移】	. 2
2 【事業の内容】	. 2
第2 【事業の状況】	. 3
1 【事業等のリスク】	. 3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	. 3
第3 【提出会社の状況】	. 8
1 【株式等の状況】	. 8
2 【役員の状況】	20
第4 【経理の状況】	-21
1 【四半期連結財務諸表】	.22
2 【その他】	31
第一部 【提出会社の保証会社等の情報】	32

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成23年8月10日

【四半期会計期間】 第7期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月

30日)

【会社名】 株式会社紀陽ホールディングス

【英訳名】 Kiyo Holdings, Inc.

【本店の所在の場所】 和歌山市本町1丁目35番地

【電話番号】 (073) 426-5111(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ企画部グループ統括リーダー 堀 切 久 壽

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成22年度 第1四半期連結 累計期間	平成23年度 第1四半期連結 累計期間	平成22年度
		(自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
経常収益	百万円	23, 308	22, 569	87, 220
経常利益	百万円	3, 943	4, 725	11, 249
四半期純利益	百万円	1,668	3, 603	_
当期純利益	百万円	_	_	6, 637
四半期包括利益	百万円	8, 885	10, 362	_
包括利益	百万円	_	_	9, 727
純資産額	百万円	164, 965	173, 618	165, 994
総資産額	百万円	3, 719, 923	3, 835, 795	3, 771, 269
1株当たり四半期純利益金額	円	2. 28	4. 92	_
1株当たり当期純利益金額	円	_	_	8. 29
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	1. 69	3. 58	_
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	_	_	6. 70
自己資本比率	%	4. 38	4. 47	4. 34

- (注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
 - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3 平成22年度第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計 基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
 - 4 自己資本比率は、(四半期末(期末)純資産の部合計-四半期末(期末)新株予約権-四半期末(期末)少数 株主持分)を四半期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間末における連結財政状態につきましては、総資産が3兆8,357億円、純資産が1,736億円となりました。貸出金につきましては、2兆4,464億円(前連結会計年度末比521億円減少、前年同期末比505億円増加)となりました。季節的な要因により公共貸出等が減少しておりますが、中小企業向け貸出や住宅ローンは引き続き積極的に推進しております。預金・譲渡性預金につきましては、個人預金を中心に増加し、3兆4,885億円(前連結会計年度末比460億円増加、前年同期末比760億円増加)となりました。また、有価証券につきましては、1兆591億円(前連結会計年度末比1,829億円増加、前年同期末比1,241億円増加)となりました。

当第1四半期連結累計期間の連結経営成績につきましては、債券売却益が減少したことなどから、経常収益は前年同期比7億39百万円減少の225億69百万円となりました。一方、経常費用につきましては、預金利息、与信関連費用および営業経費が減少したことなどから、前年同期比15億22百万円減少の178億43百万円となりました。以上の結果、連結経常利益は47億25百万円(前年同期比7億82百万円の増益)、連結四半期純利益は36億3百万円(前年同期比19億35百万円の増益)となりました。セグメントの業績につきましては、報告セグメントの銀行業は、上記の要因等により、セグメント経常収益が前年同期比6億79百万円減少の208億32百万円、セグメント利益は43億35百万円(前年同期比7億13百万円の増益)となりました。報告セグメント以外のその他(リース業務、クレジットカード業務や電子計算機関連業務など)につきましては、セグメント経常収益が前年同期比61百万円減少の25億22百万円、セグメント利益は3億93百万円(前年同期比57百万円の増益)となりました。

国内業務部門 • 国際業務部門別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支は、有価証券利息配当金が減少したこと等から、資金運用収益が前年同期比5億77百万円減少の145億95百万円となり、預金利息が減少したこと等から、資金調達費用が前年同期比5億36百万円減少の18億97百万円となったため、前年同期比40百万円減少の126億98百万円となりました。うち国内業務部門は119億20百万円となりました。役務取引等収支は、投資信託や個人年金保険等の販売に係る収益が増加したこと等から、前年同期比70百万円増加の18億68百万円となりました。うち国内業務部門は18億54百万円となりました。その他業務収支は、債券売却益が減少したこと等から、前年同期比24億35百万円減少の34百万円となりました。うち国内業務部門は△61百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
作业块	<i>判</i> 加.	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	12, 032	706	12, 738
貝並座用収入	当第1四半期連結累計期間	11, 920	777	12, 698
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	14, 441	969	238 15, 172
プロ真弦連用収益	当第1四半期連結累計期間	13, 762	970	137 14, 595
こと次 久部 去典 田	前第1四半期連結累計期間	2, 408	263	238 2, 433
うち資金調達費用	当第1四半期連結累計期間	1,842	193	137 1, 897
犯效形引效而士	前第1四半期連結累計期間	1, 785	13	1, 798
役務取引等収支	当第1四半期連結累計期間	1, 854	14	1,868
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	2, 738	27	2, 765
りり役務取引寺収金	当第1四半期連結累計期間	2, 813	29	2, 843
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	952	14	967
りり仅例取り守賃用	当第1四半期連結累計期間	959	15	974
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	1, 421	1, 048	2, 469
ての他来務収入	当第1四半期連結累計期間	△61	95	34
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	3, 914	1,051	4, 965
	当第1四半期連結累計期間	1, 423	218	1, 642
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	2, 493	2	2, 496
プラでツ旧未物質用	当第1四半期連結累計期間	1, 484	123	1,607

⁽注)1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別 国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

² 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益は、預金・貸出業務6億19百万円、為替業務7億20百万円、投資信託・保険販売業務6億20百万円等により、28億43百万円となりました。うち国内業務部門は28億13百万円となりました。また、役務取引等費用は9億74百万円となりました。うち国内業務部門は9億59百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
(生)	<i>判</i> 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
	前第1四半期連結累計期間	2, 738	27	2, 765
仅务以5 专以盆	当第1四半期連結累計期間	2, 813	29	2, 843
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	594	_	594
プロ原金・貫山来傍	当第1四半期連結累計期間	619	_	619
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	690	27	717
りの対質未防	当第1四半期連結累計期間	690	29	720
こと 紅光胆油 光改	前第1四半期連結累計期間	18	_	18
うち証券関連業務	当第1四半期連結累計期間	10	_	10
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	68	_	68
	当第1四半期連結累計期間	64		64
うち保護預り・	前第1四半期連結累計期間	186		186
貸金庫業務	当第1四半期連結累計期間	181		181
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	183	0	183
りの体証未務	当第1四半期連結累計期間	190	0	191
うち投資信託・	前第1四半期連結累計期間	553	_	553
保険販売業務	当第1四半期連結累計期間	620	_	620
你 致 而 引 学 弗 田	前第1四半期連結累計期間	952	14	967
役務取引等費用	当第1四半期連結累計期間	959	15	974
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	135	9	145
ノり為肖耒伤	当第1四半期連結累計期間	133	11	144

⁽注) 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
1里块	ניל <i>ו ראָל</i>	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
五人人士	前第1四半期連結会計期間	3, 319, 791	5, 460	3, 325, 251
預金合計	当第1四半期連結会計期間	3, 406, 365	9, 157	3, 415, 523
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1, 417, 747		1, 417, 747
プロ が	当第1四半期連結会計期間	1, 480, 521		1, 480, 521
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	1, 858, 607		1, 858, 607
	当第1四半期連結会計期間	1, 882, 755		1, 882, 755
うちその他	前第1四半期連結会計期間	43, 436	5, 460	48, 896
) 6 C 07 IE	当第1四半期連結会計期間	43, 088	9, 157	52, 245
滋油州類	前第1四半期連結会計期間	87, 259		87, 259
譲渡性預金	当第1四半期連結会計期間	73, 029		73, 029
₩Λ.Α.≅Ι.	前第1四半期連結会計期間	3, 407, 051	5, 460	3, 412, 511
総合計	当第1四半期連結会計期間	3, 479, 394	9, 157	3, 488, 552

- (注) 1 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 2 定期性預金=定期預金
 - 3 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高·構成比)

米 拉山	平成22年6月	30日	平成23年6月30日		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2, 395, 885	100.00	2, 446, 450	100.00	
製造業	363, 862	15. 19	361, 588	14. 78	
農業,林業	4, 261	0.18	2, 832	0.11	
漁業	2, 137	0.09	1, 906	0.08	
鉱業,採石業,砂利採取業	4, 203	0. 18	5, 452	0.22	
建設業	105, 304	4. 39	103, 634	4. 24	
電気・ガス・熱供給・水道業	4, 883	0. 20	4, 755	0.19	
情報通信業	8, 372	0.35	9, 896	0.40	
運輸業,郵便業	64, 716	2.70	62, 373	2.55	
卸売業,小売業	277, 905	11.60	280, 315	11.46	
金融業, 保険業	74, 969	3. 13	81, 627	3. 34	
不動産業,物品賃貸業	297, 394	12. 41	312, 362	12.77	
各種サービス業	173, 675	7. 25	181, 462	7.42	
地方公共団体	228, 992	9. 56	236, 891	9.68	
その他	785, 210	32. 77	801, 354	32. 76	
特別国際金融取引勘定分	_	_	_	_	
政府等	_	_	_	_	
金融機関	_	_	_	_	
その他	_	_	_	_	
合計	2, 395, 885		2, 446, 450	_	

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、 重要な変更はなく、また新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当ありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1, 798, 381, 105
第一種優先株式	123, 734, 000
第二種優先株式	8, 119, 500
第三種優先株式	6,000,000
計	1, 936, 234, 605

- (注) 1 発行可能株式総数につき、「普通株式又は優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式 数を減ずる」旨定款に定めております。
 - 2 定款上の「発行可能株式総数」では、普通株式は1,800,000,000株、第一種優先株式160,000,000株、第二種優先株式10,000,000株、第三種優先株式30,000,000株となっておりますが、普通株式については子銀行より買取った自己株式1,618,895株を消却したことにより1,798,381,105株となり、優先株式については当第1四半期会計期間末までに消却により、第一種優先株式、第二種優先株式、及び第三種優先株式の発行可能株式総数はそれぞれ36,266,000株、1,880,500株、24,000,000株減少し、それぞれ123,734,000株、8,119,500株、6,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	741, 235, 059	741, 279, 327	東京証券取引所 (市場第1部)	株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式 (注)2,3,4
第二種優先株式(注)1	3, 949, 500	3, 949, 500	_	(注) 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8
第4回第一種優先株式(注)1	45, 000, 000	45, 000, 000	_	(注) 2, 3, 4, 5, 7, 9
# <u>+</u>	790, 184, 559	790, 228, 827	_	_

- (注) 1 当社が発行する優先株式は企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。
 - 2 当社の単元株式数は、普通株式及び各種優先株式のそれぞれにつき、1,000株であります。
 - 3 提出日現在発行数には、平成23年8月1日から当四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得 請求権の行使による株式数の変更は含まれておりません。
 - 4 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めはしておりません。また、各種優先株式の議決権につきましては、以下の8(3)及び9(3)の「議決権」に記載のとおりであり、これらの種類株式は、財務政策上の柔軟性を確保するために、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。
 - 5 「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」である優先株式の特質につきましては、普通株式を対価 とする取得請求権の行使に際して、株価の変動による取得価額の変動により受取普通株式数は増減し、そ

の修正基準・頻度及び行使価額の下限を定めており、これらの詳細については以下の、8(6)・(7)及び 9(5)・(6)の「普通株式を対価とする取得の請求」及び「普通株式を対価とする一斉取得」に記載のとおりであります。

また、当社全優先株式について、期間内において取得請求のなかった全てを一斉取得する旨を定めており、その詳細については以下の8(7)及び9(6)の「普通株式を対価とする一斉取得」に記載のとおりであります。

- 6 当該第二種優先株式については、当社の定める日に全部または一部を買い入れ取得することができる旨を定めており、その詳細については、8(5)の「金銭を対価とする取得条項に関する定め」に記載のとおりであります。
- 7 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての当該行 使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決め、及び提出者の株券の売買に関する事項 についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間での取決めはありません。
- 8 第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)または第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

①優先配当金

期末配当金を支払うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第二種優先株式1株につき年10円の期末配当金(以下 「第二種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二種優先中間配当金を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④優先中間配当金

中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき5円の優先中間配当金(以下「第二種優先中間配当金」という。)を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または 普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき500円を支払う。第二種優先株主または第二種 優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第二種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第 二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時 株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第二種優先配当金全部の支払いを受ける 旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無 償割当ては行わない。

第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与 えない。

(5) 金銭を対価とする取得条項に関する定め

当会社は、平成23年9月30日までの会社が別に定める日に、当該第二種優先株式の全部または一部を買い入れ取得することができる。なお、一部買い入れ取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

取得価額は、第二種優先株式1株につき500円に取得日の属する事業年度における第二種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算を

した額(円単位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

(6) 普通株式を対価とする取得の請求

第二種優先株主は、当会社が第二種優先株式を取得するのと引換に、当会社の普通株式を交付することを請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

平成18年10月1日から平成23年9月30日までとする。ただし、当会社株主総会において権利を行使 すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当 該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②当初取得価額

当初取得価額は、平成18年10月1日の時価とする。ただし、当該時価が519円50銭を下回るときは、519円50銭(ただし、下記④の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を当初取得価額とする。平成18年10月1日の時価とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③取得価額の修正

取得価額は、平成19年10月1日から平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとする(以下「修正後取得価額」という。)。ただし、当該時価が下限取得価額を下回るときは、下限取得価額を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- ④取得価額(本④項においては、下限取得価額を含む。)の調整
 - (ア)取得価額は、当会社が第二種優先株式を発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される。

取得価額
取得価額

既発行普通株式数+新規発行・処分普通株式数

関東終取得価額

に対けて共進し数等の位表で第世上。その世数等の位表に関すても

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし取得価額調整式により算出される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

(a) 取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに 発行しまたは当会社の有する普通株式を処分する場合

調整後取得価額は、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の 翌日以降、これを適用する。

(b)株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし剰余金から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後取得価額は、その証券(権利)の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全てが取得もしくは取得の請求がな

されたものとみなし、または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全 てが行使されたものとみなし、その基準日の翌日以降または募集のための基準日がある場 合はその基準日の翌日以降、これを適用する。

(d) 当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) であって、取得価額または新株予約権の行使価額が基準日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものとされている証券(権利)を発行した場合において、決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の取得価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全額が取得請求または行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (イ)上記(ア)(a)(b)(c)(d)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により 取得価額の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更され る。
- (ウ)取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ)取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ)取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当会社が有する当会社普通株式数を除く。)とする。
- (カ)取得価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、
 - (a) 上記(ア)(a) の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは 当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産 による払込の場合にはその適正な評価額)、
 - (b)上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
 - (c) 上記(ア)(c) の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしく は取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株 予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権 の行使価額、
 - (d) 上記(ア)(d) の決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式の時価を下回る場合には、 当該取得価額または行使価額、をそれぞれいうものとする。
- ⑤取得請求により交付すべき普通株式数
 - 第二種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

取得請求により交付 = 第二種優先株主が取得請求のために提出した第二種優先株式数×500円 すべき普通株式数 取得価額

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを 切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑥取得請求により交付する株式の内容
 - 株式会社紀陽ホールディングス普通株式
- ⑦取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UF J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに 発生する。ただし、第二種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(7)普通株式を対価とする一斉取得

当会社は平成23年9月30日までに取得請求のなかった第二種優先株式の全てを、平成23年10月1日をもって取得し、第二種優先株式1株につき500円を平成23年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。平均値の計算は円単位未満小

数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が519円50銭(以下「下限一斉取得価額」という。)を下回るときは、第二種優先株式1株につき500円を下限一斉取得価額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式発行以降、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の下限一斉取得価額を普通株式1株の併合または分割後の株数で除した価額を、当該併合または分割後の下限一斉取得価額とする。その普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に定める方法によりこれを取扱う。

(8)優先順位

第二種優先株式の第二種優先配当金および第二種優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、当会社の第一種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

9 第4回第一種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1)優先配当金

第4回第一種優先株式を有する株主(以下「第4回第一種優先株主」という。)または第4回第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第4回第一種優先登録株式質権者」という。)に対しては、次に定める額の期末配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④の中間配当金(以下「優先中間配当金」という。)を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

①優先配当金

当会社が定款第47条に定める期末配当金を支払うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)に、当該期末配当金の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率を乗じて算出した額(ただし、平成19年3月31日を基準日とする優先配当金については、この額に、払込期日より平成19年3月31日までの実日数である139を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額)(円単位未満小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。以下「第4回第一種優先配当金」という。)を支払う。

配当年率は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

配当年率=日本円TIBOR(12ヶ月物)+1.150%

配当年率は、%単位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、上限は7.500%とする。

配当年率の見直し日は、平成19年4月1日以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、払込期日以降平成19年3月31日までの事業年度においては払込期日の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成19年4月1日以降の各事業年度においては、各事業年度に含まれる配当年率の見直し日(配当年率の見直し日が営業日でない場合は前営業日)の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、「日本円TIBOR(12ヶ月物)」は、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオファードレートとして合理的に決定する利率(年率で表される。)を指すものとする。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、第4回第一種優先配当金を超えて配当を行わない。

④優先中間配当金

当会社が定款第48条に定める中間配当を行うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度の直前事業年度に基準日の属する第4回第一種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、 普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき700円を支払う。第4回 第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3)議決権

第4回第一種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。ただし、第4回第一種優先株主は、定時株主総会に第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第4回第一種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。第4回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5)普通株式を対価とする取得の請求

第4回第一種優先株主は、当会社が第4回第一種優先株式を取得するのと引換に、当会社の普通株式を交付することを請求(以下「取得請求」という。)することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

平成23年10月1日から平成28年9月30日までとする。

②当初取得価額

当初取得価額は、平成23年10月1日の時価とする。「時価」とは、平成23年10月1日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、以下「当初時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「当初取得価額」という。)とする。なお、当初時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当初取得価額は、下記④に準じて調整される。

③取得価額の修正

平成23年10月2日から平成28年9月1日までの毎月1日(以下「修正日」という。)に、取得価額は、各修正日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、以下「修正時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正日価額」という。)に修正される。なお、修正時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後の取得価額は、下記④に準じて調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の取得価額が当初取得価額の50%(以下「下限取得価額」という。ただし、下記④による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の取得価額は下限取得価額とする。

④取得価額の調整

(ア) 取得価額(上記③の下限取得価額を含む。)は、当会社が第4回第一種優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される(以下当該調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。

野発行 新規発行・処分普通株式数×1株当たり払込金額・処分価額 普通 + 1株当たり時価
× 株式数

調整後 = 調整前 取得価額 取得価額

既発行普通株式数+新規発行,如分普通株式数

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当会社の有する普通株式を処分する場合(ただし、当会社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(「新株予約権」には、新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b) 株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合(無償割当に関しては、当会社の有する普通株式を処分する場合を含む。以下同じ。)

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、または基準 日を定めずに無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。

(c) 当該証券(権利)を当会社が取得するのと引換に、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)(新株予約権を含む。以下同じ。)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合

調整後取得価額は、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合はその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の終わりに、発行(無償割当てを含む。)または交付される証券(権利)の全てが当初の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権の全てが当初の条件で行使されたものとみなして(ただし、取得価額および行使価額が複数存在する場合には、もっとも低い価額で当会社普通株式の交付を受けられる条件によって、取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権が行使されたものとみなして)、取得価額調整式を準用して算出するものとし、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合にはその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、その取得価額または行使価額が上記の各時点では確定していない場合は、調整後取得価額は、当該価額の確定時点において、発行(無償割当てを含む。)または交付された証券(権利)のうち残存する全てが当該確定時点の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または残存する新株予約権の全てが当該確定時点の条件で行使されたものとみなして、取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額の確定時点の翌日以降、これを適用する。

- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転、または普通株式の併合、その他会社の発行済普通株式総数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生等により取得価額の調整を必要とする場合には、その後の取得価額は、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- (ウ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される
- (エ)取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ)取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当会社が有する当会社普通株式数を除く。)に、当該取得価額の調整前に、上記④(ア)(イ)に基づくみなしの結果、新規発行・処分普通株式数とみなされた当会社普通株式のうち未だ交付されていない当会社普通株式数を加えたものとする。また、上記(ア)(b)の場合には、取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」には、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。
- (カ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額・処分価額」とは、
 - (a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは 当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産 による払込の場合にはその適正な評価額)、
 - (b) 上記(ア)(b) の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
 - (c) 上記(ア)(c)の、当該証券(権利)を当会社が取得するのと引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合は、それぞれ、当初の取得価額または新株予約権の行使価額(取得価額および行使価額が複数存在する場合には、そのうちでもっとも低い価額)(その取得価額または行使価額が発行の時点では確定していない

場合は、当該価額が確定した時点における当該価額) をそれぞれいうものとする。

- (キ)取得価額調整式により算出された調整後取得価額を調整前取得価額から差引いた額が±1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただしその後、次の取得価額の修正日が到来する前に取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額から上記差額を差引いた額を使用する。
- ⑤取得請求により交付すべき普通株式数

第4回第一種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

第4回第一種優先株主が取得請求に際して提出した第4回第一

取得請求により交付 すべき普通株式数

種優先株式数×700円

取得価額

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- ⑥取得請求により交付する株式の内容 株式会社紀陽ホールディングス普通株式
- ⑦取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第4回第一種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(6)普通株式を対価とする一斉取得

当会社は、平成28年9月30日までに取得請求のなかった第4回第一種優先株式の全てを、平成28年10月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換に、各第4回第一種優先株主に対して、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。なお、上記45取引日の間に、上記(5)④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、当会社取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、当該下限取得価額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(7)優先順位

第4回第一種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当会社の他の第 一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権 が以下のとおり、行使されております。

①第二種優先株式

		第1四半期会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価	額修正条項付	
新株予約権付社債券等の数	(株)	20, 000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
	(株)	19, 249
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額	須等	
	(円)	519. 5
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
	(百万円)	_
当該四半期会計期間の末日における権利行使された	と当該行使	
価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	(株)	1, 900, 500
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額値	多正条項付	
新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	(株)	1, 829, 042
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額値	多正条項付	
新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	等 (円)	519. 5
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額値	多正条項付	
新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	(百万円)	_

- (注) 1 当第1四半期会計期間末から平成23年7月31日までに、46,000株が行使価額519.5円にて権利行使され、普通株式44,268株を交付いたしました。
 - 2 なお、平成23年8月1日から当四半期報告書を提出する日までの当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る取得請求権の行使については確認できませんので記載しておりません。

②第4回第一種優先株式

		第1四半期会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使	[価額修正条項付	
新株予約権付社債券等の数	(株)	_
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式		
	(株)	_
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使	万価額等	
	(円)	_
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達	額	
	(百万円)	_
当該四半期会計期間の末日における権利行使さ	れた当該行使	
価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累	(株)	_
当該四半期会計期間の末日における当該行使価	插修正条項付	
新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	(株)	_
当該四半期会計期間の末日における当該行使価	插修正条項付	
新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価	面額等 (円)	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価	· 額修正条項付	
新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	〔百万円〕	_

⁽注) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る取得請求権の行使開始時期は、平成23年10月1日となっていることより、当第1四半期会計期間において記載する事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日 ~ 平成23年6月30日	普通株式 19第二種優先株式 -第4回第一種優先株式 -	普通株式 741,235 第二種 優先株式 3,949 第4回第一種 優先株式 45,000	_	58, 350	_	47, 044

- (注)1 当第1四半期会計期間中において、第二種優先株式20千株の取得請求権の行使により、普通株式が19千 株増加いたしました。また同期間中において当該第二種優先株式の消却は実施しておりません。
 - 2 当第1四半期会計期間末から平成23年7月31日までに、第二種優先株式46千株取得し、当該優先株の取得請求権の行使により普通株式44千株増加しております。
 - 3 なお、平成23年8月1日から当四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の変更は確認できませんので記載しておりません。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主の状況が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 3,949,000 第4回第一種優先株式 45,000,000	_	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	_		_
議決権制限株式(その他)	_		_
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 997,000	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 737, 950, 000	737, 950	(注) 2
単元未満株式	普通株式 2,268,810 第二種優先株式 500	ı	1 単元未満の株式 (注)3
発行済株式総数	普通株式 741,215,810 優先株式 48,949,500	1	_
総株主の議決権	_	737, 950	_

- (注) 1 各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
 - 2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が 2,000株(議 決権 2個)含まれております。
 - 3 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式 824株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社紀陽ホールディン グス	和歌山市本町1丁目35	997, 000	_	997, 000	0. 13
計	_	997, 000	_	997, 000	0.13

(注) 上記のほか、連結財務諸表および財務諸表において自己株式と認識している当社株式が 8,243,000株あります。これは、従業員株式所有制度の導入に伴い、当事業年度末において「野村信託銀行株式会社(紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会専用信託口)」(以下「信託口」という。)が所有している当社株式であり、当社と信託口は一体であると認識し、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	(単位:自万円) 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
現金預け金	116, 236	60, 931
コールローン及び買入手形	172, 972	160, 703
買入金銭債権	3, 497	3, 444
商品有価証券	4, 119	4, 140
有価証券	** ² 876, 262	** 2 1, 059, 165
貸出金	* 1 2, 498, 564	^{**} 1 2, 446, 450
外国為替	1,858	1, 742
その他資産	32, 723	37, 260
有形固定資産	34, 323	34, 048
無形固定資産	16, 456	15, 757
繰延税金資産	28, 788	24, 243
支払承諾見返	16, 405	15, 924
貸倒引当金	△30, 938	△28, 016
資産の部合計	3, 771, 269	3, 835, 795
負債の部		
預金	3, 358, 689	3, 415, 523
譲渡性預金	83, 771	73, 029
債券貸借取引受入担保金	52, 168	66, 524
借用金	25, 455	22, 360
外国為替	38	53
社債	15, 000	15, 000
その他負債	52, 662	52, 643
退職給付引当金	28	29
役員退職慰労引当金	32	32
睡眠預金払戻損失引当金	636	608
偶発損失引当金	384	446
支払承諾	16, 405	15, 924
負債の部合計	3, 605, 274	3, 662, 176
純資産の部		
資本金	58, 350	58, 350
資本剰余金	64, 609	64, 608
利益剰余金	40, 921	41, 749
自己株式	△1, 089	△1,047
株主資本合計	162, 791	163, 660
その他有価証券評価差額金	830	7, 609
繰延ヘッジ損益	219	198
その他の包括利益累計額合計	1,050	7, 808
少数株主持分	2, 153	2, 149
純資産の部合計	165, 994	173, 618
負債及び純資産の部合計	3, 771, 269	3, 835, 795
A VOYAN A LEDATOR & BE II BI	0,111,203	0, 000, 100

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
経常収益	23, 308	22, 569
資金運用収益	15, 172	14, 595
(うち貸出金利息)	11, 447	11, 384
(うち有価証券利息配当金)	3, 658	3, 129
役務取引等収益	2, 765	2, 843
その他業務収益	4, 965	1, 642
その他経常収益	404	** 1 3, 488
経常費用	19, 365	17, 843
資金調達費用	2, 433	1, 897
(うち預金利息)	2, 055	1, 554
役務取引等費用	967	974
その他業務費用	2, 496	1, 607
営業経費	11, 478	10, 962
その他経常費用	*2 1,989	*2 2, 401
経常利益	3, 943	4, 725
特別利益	1, 171	1, 476
貸倒引当金戻入益	751	_
償却債権取立益	419	_
退職給付制度改定益	-	1, 476
特別損失	1, 037	2
固定資産処分損	1	2
減損損失	785	_
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	249	_
税金等調整前四半期純利益	4,077	6, 199
法人税、住民税及び事業税	155	147
法人税等調整額	2, 237	2, 447
法人税等合計	2, 393	2, 595
少数株主損益調整前四半期純利益	1,684	3, 604
少数株主利益	16	0
四半期純利益	1, 668	3, 603

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,684	3, 604
その他の包括利益	7, 201	6, 758
その他有価証券評価差額金	7, 200	6, 779
繰延ヘッジ損益	0	$\triangle 21$
四半期包括利益	8, 885	10, 362
親会社株主に係る四半期包括利益	8,875	10, 361
少数株主に係る四半期包括利益	10	1

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当ありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間

(自 平成23年4月1日

至 平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当第 1四半期連結累計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しており ますが、前第1四半期連結累計期間については遡及処理を行っておりません。

(退職給付制度の改定)

銀行業を営む連結子会社は、平成23年4月1日に退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

この移行に伴い、退職給付債務が1,476百万円減少し、同額の過去勤務債務が発生しております。この過去勤務債務については、銀行業を営む連結子会社の会計処理方針に従い、当第1四半期連結累計期間において一括償却を行い、退職給付制度改定益1,476百万円を特別利益として計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)		
※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりで	※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりで		
あります。	あります。		
破綻先債権額 3,953百万円	破綻先債権額 4,510百万円		
延滞債権額 82,790百万円	延滞債権額 82,804百万円		
3ヵ月以上延滞債権額 54百万円	3ヵ月以上延滞債権額 71百万円		
貸出条件緩和債権額 12,909百万円	貸出条件緩和債権額 11,951百万円		
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額で	なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額で		
あります。	あります。		
※2 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金	※2 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金		
融商品取引法第2条第3項)による社債に対する	融商品取引法第2条第3項)による社債に対する		
保証債務の額は14,507百万円であります。	保証債務の額は14,758百万円であります。		

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間		
(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日		
至 平成22年6月30日)	至 平成23年6月30日)		
	※1 その他経常収益には、貸倒引当金戻入益2,589百万円、償却債権取立益474百万円を含んでおります。		
※2 その他経常費用には、貸出金償却932百万円及び	※2 その他経常費用には、株式等償却1,397百万円及		
株式等償却537百万円を含んでおります。	び貸出金償却572百万円を含んでおります。		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。 なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		当第1四半期連結累計期 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	
減価償却費	919百万円	減価償却費	1,012百万円
のれんの償却額	419百万円	のれんの償却額	419百万円

(株主資本等関係)

- I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
 - 1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年	普通株式	2, 221	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
6月29日 定時株主	第4回第一種優先株式	585	13.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
総会	第二種優先株式	40	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

- Ⅱ 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
 - 1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年	普通株式	2, 220	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
6月29日 定時株主	第4回第一種優先株式	540	12.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
総会	第二種優先株式	39	10.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

- I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
 - 1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント 銀行業	その他	合 計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	21, 397	1, 911	23, 308	_	23, 308
(2) セグメント間の内部 経常収益	114	672	786	△786	_
∄ †	21, 511	2, 583	24, 095	△786	23, 308
セグメント利益	3, 622	336	3, 958	△15	3, 943

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
 - 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務、電子計算機関連業務を含んでおります。
 - 3. セグメント利益の調整額△15百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - 4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。
- 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「銀行業」セグメントにおいて、一部の動産・不動産及びソフトウェアについて、回収可能価額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては、785百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動) 該当ありません。

(重要な負ののれん発生益) 該当ありません。

- Ⅱ 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
 - 1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント 銀行業	その他	合 計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	20, 721	1, 848	22, 569	_	22, 569
(2) セグメント間の内部 経常収益	110	674	785	△785	_
計	20, 832	2, 522	23, 355	△785	22, 569
セグメント利益	4, 335	393	4, 728	$\triangle 2$	4, 725

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
 - 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務、電子計算機関連業務を含んでおります。
 - 3. セグメント利益の調整額△2百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - 4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。
- 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当ありません。

(のれんの金額の重要な変動) 該当ありません。

(重要な負ののれん発生益) 該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(1)1株当たり四半期純利益金額	円	2. 28	4. 92
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	1,668	3, 603
普通株主に帰属しない金額	百万円	_	_
普通株式に係る四半期純利益	百万円	1, 668	3, 603
普通株式の期中平均株式数	千株	730, 261	732, 222
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	円	1.69	3. 58
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	_	_
普通株式増加数	千株	257, 899	275, 346
うち優先株式	千株	257, 899	275, 346
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり四半期純利益金額の 算定に含めなかった潜在株式で、前連 結会計年度末から重要な変動があった ものの概要		_	_

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月9日

株式会社 紀陽ホールディングス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	JII	井	_	男	F
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	田		賢	(EII)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	津		広	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングス及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成23年8月10日

【会社名】 株式会社紀陽ホールディングス

【英訳名】 Kiyo Holdings, Inc.

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 和歌山市本町1丁目35番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長片山博臣は、当社の第7期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。